

第3回智頭町議会定例会会議録

平成27年9月25日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案第69号 平成26年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3. 議案第70号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4. 議案第71号 平成26年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第72号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第73号 平成26年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第74号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第75号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第76号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第77号 平成26年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第78号 平成26年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第79号 平成26年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第13. 議案第80号 平成26年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第14. 議案第81号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第3号）
- 第15. 議案第82号 平成27年度智頭町国民健康保険業特別会計補正予算（第2号）
- 第16. 議案第83号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第

2号)

- 第17. 議案第84号 平成27年度智頭町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第18. 議案第85号 平成27年度智頭町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第19. 議案第86号 智頭町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 第20. 議案第87号 智頭町個人情報保護条例の一部改正について
- 第21. 議案第88号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 第22. 議案第89号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について
- 第23. 議案第90号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第24. 議案第91号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第25. 陳情について
- 第26. 発議第5号 智頭町議会会議規則の一部改正について
- 第27. 発議第6号 輝くまちづくり調査特別委員会の設置について
- 第28. 閉会中の継続調査の申し出について
- 第29. 議員派遣について

1. 会議に付した事件

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 議案第69号 平成26年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第3. 議案第70号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第4. 議案第71号 平成26年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第5. 議案第72号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第6. 議案第73号 平成26年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第7. 議案第74号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 8. 議案第 75 号 平成 26 年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 76 号 平成 26 年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10. 議案第 77 号 平成 26 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11. 議案第 78 号 平成 26 年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12. 議案第 79 号 平成 26 年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第 13. 議案第 80 号 平成 26 年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第 14. 議案第 81 号 平成 27 年度智頭町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 15. 議案第 82 号 平成 27 年度智頭町国民健康保険業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 16. 議案第 83 号 平成 27 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 17. 議案第 84 号 平成 27 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 18. 議案第 85 号 平成 27 年度智頭町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 19. 議案第 86 号 智頭町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 第 20. 議案第 87 号 智頭町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 21. 議案第 88 号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 第 22. 議案第 89 号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 23. 議案第 90 号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第 24. 議案第 91 号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第 25. 陳情について
- 第 26. 発議第 5 号 智頭町議会会議規則の一部改正について
- 第 27. 発議第 6 号 輝くまちづくり調査特別委員会の設置について
- 第 28. 閉会中の継続調査の申し出について
- 第 29. 議員派遣について

1. 会議に出席した議員（12名）

1番	高橋達也	2番	大藤克紀
3番	岩本富美男	4番	中野ゆかり
5番	平尾節世	6番	谷口雅人
7番	岸本眞一郎	8番	徳永英太郎
9番	石谷政輝	10番	酒本敏興
11番	大河原昭洋	12番	南肇

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（17名）

町長	寺谷誠一郎
副町長	金児英夫
教育長	長石彰祐
病院事業管理者	安藤嘉美
総務課長	葉狩一樹
企画課長	河村実則
税務住民課長	矢部整
教育課長	西沖和己
地域整備課長	草刈英人
山村再生課長	上月光則
地籍調査課長	岡田光弘
福祉課長	國政昭子
税務住民課参事兼水道課長	藤森啓次
福祉課参事	江口礼子
福祉課参事	小谷いず美
会計課長	矢部久美子
病院事務次長	寺谷和幸

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事務局長 寺坂英之

書 記 塚 越 奈 緒 子
書 記 湯 谷 千 恵

開 会 午 後 2 時 3 3 分

開 会 あ い さ つ

○議長（南 肇） ただいま出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（南 肇） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、平尾節世議員、6番、谷口雅人議員を指名します。

日程第2． 議案第69号から日程第13． 議案第80号まで 12案一括上程

○議長（南 肇） 日程第2、議案第69号 平成26年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、議案第80号 平成26年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの12議案を一括して議題とします。

この12議案については、9月11日の本会議において決算特別委員会に付託しておりますので、審査の結果について決算特別委員長の報告を求めます。

11番、大河原昭洋議員。

○11番（大河原昭洋） 9月11日の本会議において決算特別委員会に付託された議案について、慎重に審議しましたので、その結果について報告いたします。

今期定例会において付託を受けた議案第69号 平成26年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 平成26年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 平成26年

度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第73号 平成26年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号 平成26年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第78号 平成26年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第79号 平成26年度智頭町水道事業会計歳入歳出決算の認定について及び議案第80号 平成26年度智頭町病院事業会計歳入歳出決算の認定については、9月11日、15日及び18日に委員会を開き、慎重に審査した結果、妥当なものと認め、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、附帯意見として、歳入においては、町税の徴収率の向上は認められるが、さらなる収入未済額の減少に努められたい。歳出においては、精度の高い予算編成と的確な予算執行を行い、不用額の発生を抑えるよう努力されたい。また、今後、公債費の増加要因となる建設事業が見込まれることから、その実施に当たっては十分に精査を行い、持続可能な財政運営に努められたい。

以上で本委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長（南 肇） 決算特別委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 質疑なしと認めます。

以上で特別委員長に対する質疑を終わります。

日程第2、議案第69号 平成26年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第69号 平成26年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定に

ついてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第3、議案第70号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第70号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第4、議案第71号 平成26年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第71号 平成26年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第5、議案第72号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第72号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第6、議案第73号 平成26年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第73号 平成26年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第7、議案第74号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 肇） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第74号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（南 肇） 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第8、議案第75号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第75号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（南 肇） 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第9、議案第76号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第76号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第10、議案第77号 平成26年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第77号 平成26年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第11、議案第78号 平成26年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第78号 平成26年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第12、議案第79号 平成26年度智頭町水道事業会計決算の認定につ

いての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第79号 平成26年度智頭町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第13、議案第80号 平成26年度智頭町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第80号 平成26年度智頭町病院事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、認定することに決定しました。

日程第14. 議案第81号

○議長(南 肇) 日程第14、議案第81号 平成27年度智頭町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第81号 平成27年度智頭町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第82号

○議長(南 肇) 日程第15、議案第82号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第82号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第83号

○議長（南 肇） 日程第16、議案第83号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第83号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（南 肇） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17．議案第84号

○議長（南 肇） 日程第17、議案第84号 平成27年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第84号 平成27年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（南 肇） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 18. 議案第 85 号

○議長（南 肇） 日程第 18、議案第 85 号 平成 27 年度智頭町病院事業会
補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第 85 号 平成 27 年度智頭町病院事業会計補正予算（第 1
号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11 名）

○議長（南 肇） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 86 号

○議長（南 肇） 日程第 19、議案第 86 号 智頭町鳥獣被害対策実施隊の設
置に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第 86 号 智頭町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制
定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第87号

○議長(南 肇) 日程第20、議案第87号 智頭町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第87号 智頭町個人情報保護条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第88号

○議長(南 肇) 日程第21、議案第88号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第 88 号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 22. 議案第 89 号

○議長(南 肇) 日程第 22、議案第 89 号 智頭町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第 89 号 智頭町手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 23. 議案第 90 号

○議長(南 肇) 日程第 23、議案第 90 号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第90号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第91号

○議長(南 肇) 日程第24、議案第91号 智頭町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第91号 智頭町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第25. 陳情について

○議長(南 肇) 日程第25、陳情についてを議題とします。

9月11日の本会議において、総務常任委員会に付託した陳情について総務常

任委員長に審査結果の報告を求めます。

8番、徳永英太郎議員。

○8番（徳永英太郎） 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

9月11日に本会議において付託を受けた陳情について、9月16日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第11号 保育園建築に関する要望書は採択、陳情第12号 平和安全保障関連法案の廃案を求める陳情書は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（南 肇） 委員長報告は終わりました。

陳情第11号の審議に当たって、地方自治法第117条の規定により、徳永英太郎議員、酒本敏興議員の退場を求めます。

（徳永英太郎議員、酒本敏興議員 退場）

○議長（南 肇） これから委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

初めに、陳情第11号 保育園建築に関する要望書の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

これから、陳情第11号 保育園建築に関する要望書を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（南 肇） 起立多数です。

よって、陳情第11号 保育園建築に関する要望書は、委員長報告のとおり採

択をすることに決定しました。

それでは、徳永英太郎議員、酒本敏興議員の除斥を解きます。議員が入場されるまで、しばらくお待ちください。

(徳永英太郎議員、酒本敏興議員 復席)

○議長(南 肇) 次に、陳情第12号 平和安全保障関連法案の廃案を求める陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番(岸本眞一郎) 私は、陳情第12号 平和安全保障関連法案の廃案を求める陳情の不採択との委員長報告に対して、反対討論を行います。

皆さんもご存じのように、日本がさきの大戦で350万とも言われる戦死者と国内はもとより、中国、韓国、東南アジアの国々に悲惨な結果をもたらしたことへの痛切な反省のもとに、政府の行為によって再び戦争が起こることのないように、国家権力を制限する立憲主義の理念と、基本的人権の尊重、国民主権、恒久平和の三つを基本原理とした日本国憲法を制定しました。そして、私たちは、この日本国憲法の理念のもとに平和と自由と民主主義を守る努力をして、戦争のない70年間を実現してきました。

しかし、今国会で最大の争点となっている安全保障関連法案は、憲法で認められていない集団的自衛権の行使を可能にし、政府の判断で武力行使ができる内容となっており、多くの国民が日本が戦争に巻き込まれるのではないかとの不安が募っています。

こうした状況の中で、今まで政治に無関心だった若者たちが自発的にこの法案に反対の意思表示をしようと国会議事堂前の集会にたくさん参加しているのがとても印象的でした。また、国会に招致された与野党3人の憲法学者の参考人全てが、本法案が憲法に違反すると断じました。世論調査によっても法案の説明が十分でない、議論が尽くされていないなどを反映して、法案に賛成は31%、反対は53%で、さらに法案が憲法に違反していると思うが50.2%、思わないが

31.8%となっており、国民の理解が進んでいません。このことは、安倍総理みずからも認めています。

このような現状では、憲法の理念を守り、私たちの子や孫が戦争に巻き込まれ、殺し、殺されることのないように、安全保障関連法案を廃案とすることが妥当であり、陳情書は採択すべきものと考え、委員長報告の不採択に反対するものです。

以上で討論を終結します。

○議長（南 肇） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

1番、高橋達也議員。

○1番（高橋達也） 私は、陳情第12号の委員長報告に賛成する立場から討論いたします。

まず、結果論になってしまいましたが、皆様ご承知のとおり、国会において19日未明に本法案は可決成立いたしました。よって、そもそも陳情の理由が現時点ではなくなっておりますが、私なりの理由を述べさせていただきます。

まず第1点目でございますが、本陳情と同趣旨の陳情が本年6月定例会において提出されており、この議会の議決としまして、その陳情を不採択とした経過がございます。その不採択とした理由でございますが、陳情内容の文章が断定的で決めつけており、不適当なためということでございます。今回の陳情第12号におきましても、文章中の一部に、本町議員に対し決めつけ的な不適切な表現があると思っております。

次に、この法に対する私の見解でございます。結論から言いますと、同盟国等との信頼関係を深めることにより、我が国への攻撃を抑止することに資する法案であるというふうに理解しております。並びに、国際平和に貢献することにつながるであろうということも認識しております。

最後に、国会審議に対する見解でございますが、先ほども反対討論の中で一部出ましたが、議論が尽くされていないという世論調査がございますし、国会審議の過程を見ましても審議を継続すべきではなかったかなというふうに個人的には思っております。ところが、ご承知のとおり、この総務常任委員会で審議いたしました9月16日時点でございますが、その週の18日までに成立する前提で国会審議が進んでおりました。そういうこともありまして、結果的に冒頭申しましたとおり、19日未明に可決成立したわけでございます。

そういうことで、冒頭言いました結論が結論的になりますが、現時点におきま

しては陳情の理由がなくなったということに尽きるであろうという認識でございます。以上のとおり、私は委員長報告に賛成するものであります。

以上です。

○議長（南 肇） 次に、原案に反対者の討論を許します。

9番、石谷政輝議員。

○9番（石谷政輝） 私は、陳情第12号 平和安全保障法案の廃案を求める陳情書については不採択とのことでしたが、反対し、討論をします。

さきの参議院本会議において、9月19日未明に可決されましたが、法案の中身が実に曖昧であり、その一つとして憲法が解釈次第で変わること、このことについては、憲法学者を初め多くの方が懸念している部分があるからです。中でも、自衛隊員におきましては、身分の保障がはっきりしない部分も多々あり、また隣国の中国におきましては、より一層軍事力を強化すると言い出しました。戦後70年守り続けた安心安全に今後不安を残す結果となりました。

そのような中での陳情書を私は深く受けとめ、一議員として意思をはっきりさせるため、不採択には反対をいたします。以上であります。

○議長（南 肇） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

2番、大藤克紀議員。

○2番（大藤克紀） 私は、陳情第12号 平和安全保障関連法案の撤廃を求める陳情に、委員長の報告どおり、不採択に賛成いたしまして、賛成の討論をいたします。

世界の平和と安全を確保するには、各国の連携と協調が不可欠と考えます。安保法案は、恒久法の国際支援法案に基づく他国への後方支援活動であり、我が国の抑止力を格段に強化し、世界平和によりよく貢献するとの中央公聴会の評価に賛同いたします。

合憲性や法的安定性に配慮し、集団的自衛権の行使を容認、限定的にとどめたこの法案に賛成し、平和安全保障関連法案の廃案を求める陳情は委員長の報告のとおり不採択とするに賛成いたします。以上です。

○議長（南 肇） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

これから、陳情第12号 平和安全保障関連法案の廃案を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(南 肇) 起立多数です。

よって、陳情第12号 平和安全保障関連法案の廃案を求める陳情書は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第26. 発議第5号

○議長(南 肇) 日程第26、発議第5号 智頭町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、酒本敏興議員。

○10番(酒本敏興) 発議第5号 智頭町議会会議規則の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び智頭町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提出者、智頭町議会議会運営委員長 酒本敏興。

提案理由。議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定をするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(南 肇) 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第5号 智頭町議会会議規則の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 発議第6号

○議長(南 肇) 日程第27、議案第6号 輝くまちづくり調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、平尾節世議員。

○5番(平尾節世) 本町の輝くまちづくりを推進するため、地方自治法第109条及び智頭町議会委員会条例第5条の規定により、輝くまちづくり調査特別委員会を設置し、事務事業の調査を行うため発議する。

調査項目は、まちづくりについて。委員の定数は12人。調査地は島根県隠岐の島町及び海士町。本調査に要する経費は予算の範囲内とする。調査期間は、調査終了までとし、議会閉会中も継続して調査を行うものとするが、おおむね10月中とする。

以上、趣旨説明を終わります。

○議長(南 肇) 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第6号 輝くまちづくり調査特別委員会の設置について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議長（南 肇） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時26分

再 開 午後 3時26分

○議長（南 肇） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました輝くまちづくり調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元の配付の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時27分

再 開 午後 3時27分

○議長（南 肇） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

輝くまちづくり調査特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたのでご報告します。

委員長に平尾節世議員、副委員長に徳永英太郎議員、以上のとおりです。

なお、本案は、委員長より調査終了まで閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長の申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の申し出のとおり調査終了まで閉会中の継続調査とす

ることに決定しました。

日程第28．閉会中の継続調査の申し出について

○議長（南 肇） 日程第28、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がござっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第29．議員派遣について

○議長（南 肇） 日程第29、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第120条の規定により、お手元に配付した資料のとおり派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付した資料のとおり議員派遣することに決定しました。

以上で本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第3回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午後 3時30分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成27年9月25日

智頭町議会議長 南 肇

智頭町議会議員 平 尾 節 世

智頭町議会議員 谷 口 雅 人